

社会福祉法人大田区社会福祉協議会
広報紙広告掲載に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人大田区社会福祉協議会(以下、「社協」という。)が定める広告掲載に関する要綱(以下、「要綱」という。)に基づき、おおた社協だより(以下、「広報紙」という。)に広告を掲載することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の掲載位置等)

第2条 広告の掲載は、広報紙の二面、三面及び四面とし、広報紙を閲覧した者が、社協が提供している情報と誤解しにくい位置に掲載する。

(広告の規格等)

第3条 広告の基本的な規格は、次のとおりとする。

(1) 一枠につき、縦65ミリメートル×横81ミリメートル

2 広告料金は、別表のとおりとする。

(広告掲載の申込み等)

第4条 広告の掲載の申込みは、広告掲載申込書(第1号様式)により受け付けるものとする。

2 前項に規定する申込みの締切日は、原則として当該申込者が掲載を希望する号の発行予定日の30日前とする。

(広告掲載の決定等)

第5条 前条第1項の規定に基づき申込みがあったときは、速やかに広告の内容等を審査した後、広告掲載の諾否を決定する。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の申込みを承諾するときは、広報紙広告掲載に関する契約書(第2号様式)により契約を締結する。

3 広告掲載の申込みを承諾しないときは、広報紙広告掲載に関する通知書(第3号様式)により当該掲載申込者に通知する。

(広告掲載料等)

第6条 広告の掲載料等は、別表1のとおりとする。

2 広告掲載料は、広告掲載料請求書(第4号様式)により請求する。請求にあたっては、支払期日等必要な条件を付して行うことができる。

3 受領した広告掲載料は返還しない。ただし、特段の事由があるときはこの限りでない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が定める。

附 則

1 この要領は、平成24年10月22日に制定し、即日施行する。

2 この要領は、平成30年4月16日に改正し、即日施行する。

<別表 1>

条件等	掲載料金(一枠)	備 考
発行部数が 1 5 万部未満	二面及び三面 1 0, 0 0 0 円	別途消費税を加算する。
	四面 1 5, 0 0 0 円	
発行部数が 1 5 万部以上	二面及び三面 2 0, 0 0 0 円	
	四面 3 0, 0 0 0 円	